

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500424号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2500034号

第1 結論

平成2年＊月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年＊月から平成3年3月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いないく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を22回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。